

神戸町デイサービスセンターの紹介

デイサービスでは、交流の機会や認知症予防、生きがいを目的として工作レクを行っています。

工作レクは単に物を作るだけではなく、達成感や充実感を得る事に加え周囲の人たちとの活発なレクリエーションが期待できます。指先を動かす事で脳内の活性化につながり認知症予防にもなります。

デイ内に飾られ、季節を感じる事ができます。



来る10/19・20に神戸町文化祭、11月～12月の間に神戸町立図書館に展示されます。ぜひお立ち寄りください。

●お問い合わせ 神戸町デイサービスセンター ☎ 0584-28-1021 パートさん募集中 短時間勤務可能です

神戸町社協居宅介護支援事業所

介護保険でサービスを利用するまでの流れ

① 要介護認定の申請

申請には介護保険被保険者証、40歳～64歳は医療保険証が必要です。



② 認定調査・主治医意見書

認定調査員が自宅や施設等を訪問し、心身の状態を確認するための認定調査(1時間程)を行います。主治医意見書は市町村が主治医に依頼。

③ 審査判定

(申請から認定の通知までは原則30日以内に行います)

調査結果及び主治医意見書を元に1次判定(コンピュータ)に入力され、全国一律の判定。1次判定の結果をもとに介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。

④ 認定

認定は要支援1・2から要介護1～5の7段階及び非該当にわかれます。認定の有効期間は6ヶ月～48ヶ月で設定。



⑤ 介護(介護予防)サービス計画書の作成

介護サービスを利用する場合は、介護(介護予防)サービス計画書の作成が必要。ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

⑥ 介護サービス利用の開始

※次回は、介護保険で利用できるサービスの種類と内容について説明します。

●お問い合わせ 神戸町社協居宅介護支援事業所 ☎ 0584-28-1025